

入札監視委員会議事概要書

開催日時	平成31年2月15日（金） 午後1時30分	
開催場所	常陸大宮市役所 3階 行政委員会室	
出席委員	・飛田 悦正 ・松橋 秀広 ・牧 良明	
抽出案件	5件	（議 事） 1 入札契約の運用状況について 2 審議対象工事の抽出結果について 3 審議対象工事の審議について
一般競争入札	1件	
指名競争入札	3件	
随意契約	1件	
	意見・質問	回答
委員からの意見・質問及びそれに対する回答	1 入札契約の運用状況について 【事前質問】 ○積算の基礎である資材・労賃単価について ・各単価の公示は、年何回か。入札時と着工時とのタイムラグがあると思うがいかがか。 ○業者格付けについて ・格付けの見直しは、2年毎に実施されていると承知しているが、大きな変動はあるのか。あるとすれば、その理由は。	○各設計単価の公表については、茨城県の「建設資材単価公表要領」及び「労務単価公表要領」を準用しております。 資材単価については、原則年4回（4，7，10，1月），労務単価については、原則年度当初の4月に1回の公表となっております。 なお、入札時と着工時とのタイムラグがあるということについては、建設工事は、当初契約に基づき、数ヶ月間に及ぶ工期内に目的物を完成させるという「請負契約」であることから、原則として単価の変更は行いません。しかしながら、工期内で国内の賃金水準又は物価水準の変動により請負金額が不適当と認められた場合には、建設工事請負契約約款第25条の規定により、請負金額の変更について協議ができることとなっております。 ○業者格付けは、建設業者を全国共通の基準で評価する制度、これを経営事項審査といいますが、これにより評価した数値である客観点と、市独自の基準により評価した数値である主観点を合計した数値を基に実施しております。 この経営事項審査に基づく数値につきましては、建設業者の経営規模として、完成工事高、技術職員数、機械保有数、各種保険等加入状況等により算出される数値と、経営状況として、会社の財務諸表を専門機関で分析し算出される数値により構成されていることから、2年間の間には様々な理由により各業者の持ち点も変動いたします。 そのため、各業種毎に市内業者のバランスを考慮し格付けを行っておりますので、大きな変動はございません。
	2 審議対象工事の抽出結果について	○抽出委員より抽出件数を報告。

3 審議対象工事の審議について

①【一般競争入札】

第29-09-130-0-016号

第二中学校南側外構工事

(教育委員会事務局 学校教育課)

○落札率が他案件と比較して低いということに関して、施工上の問題は無かったのか。また、その確認はどのように実施したのか。

○本案件と関係ないが、今期で調査を行った案件はあったのか。

○その調査対象となった案件は、その後どうなったのか。

○他の土木工事案件と比較して、本案件の落札率が低くなった背景が分かるのであれば、教えて欲しい。

○継続性があったということか。

②【指名競争入札】

第30-11-130-0-002号

小場地内市道11171号線配水管布設替工事

(上下水道部 水道課)

○他の配水管布設替工事と比較して、本案件の落札率が低くなった背景が分かるのであれば、教えて欲しい。

○設計通りの資材が使用されているという確認はどのように実施したのか。

○本案件につきましては、調査基準価格を下回っておりませんでしたので、要求する品質を確保した中での施工が可能であるということで、調査無しで、落札・契約となっております。

施工に関しましては、監督員が材料確認・検査を随時実施しておりまして、段階確認という形での立ち会いも随時実施しておりました。また、現場が近いということもありましたが、3日と空けずに抜き打ちでの確認も実施するなど、監督員による設計図面、提出書類等と照らし合わせた施工管理を実施しておりましたので、品質に問題はありませんでした。

○今回の審議対象期間にはございませんでしたが、今年度内には2件ございました。

○調査を行ったところ、問題無く施工可能であると判断し、落札といたしました。

○明確には分かりかねますが、当該校については、施設の建替工事を実施しておりまして、本案件の落札者につきましては、校舎の建替工事を請け負っておりましたことから、同一の事業内で関連性のある工事であったということが要因ではないかと考えております。

○そうです。

○当該現場につきましては、漏水多発地帯であったため、その修繕対応を本案件の落札者に何度も依頼した経緯があるということが一点ございます。もう一点としまして、事務所所在地が現場に近いということも考えられます。それ以外の要因につきましては、分かりかねます。

また、落札率が低かったことによる工事品質への影響という点につきましては、監督員が段階確認等を随時実施しており、施工上も問題が無いという報告を受けておりましたので、工事内容についても適切な施工がなされたと考えております。

○材料検査につきましては、納品時点で監督員が立会いの下、数量、材質等の確認を実施しております。

<p>③【指名競争入札】 第30-10-130-0-004号 市道1-8号線道路改良工事 (建設部 土木建設課)</p> <p>○質問なし</p> <p>④【指名競争入札】 第30-10-130-0-005号 市道2-9号線道路改良舗装工事 (建設部 土木建設課)</p> <p>○前案件と同一業者が落札しているが、同種工事であるにも係わらず落札率が大きく違う点について、その背景の説明ができるのであればお願いしたい。</p> <p>○指名業者の選定について、前案件と重複している業者としていない業者がいる。その考え方について説明して欲しい。</p> <p>○落札した業者は、前案件、本案件ともに事務所が近接していることから選定しているということか。</p> <p>○同じような道路改良工事と道路改良舗装工事で指名基準が違うということか。</p> <p>○格付け等級A、Bを混在させている理由は何か。</p> <p>○前案件と同日に入札を行っている理由はあるのか。</p> <p>○同日入札だが、2件とも落札しても良いという条件で発注したということか。</p> <p>○市として、同一業者が複数件落札しても構わないという考え方なのか。</p> <p>○格付け等級A、Bを混在させている点につ</p>	<p>○本案件につきましては、落札者の事務所所在地と現場が近いということが要因ではないか考えております。また、低い落札率ではありましたが、特段の支障等も無く施工され、完成を迎えていることから、問題は無かったと判断しております。</p> <p>○本案件については、同一ランク内で現場から事務所所在地までが遠い業者を選定するよりも、下位ランクからではありますが、より現場に近い業者を選定した方が有利となるのではないかと判断いたしまして、施工実績等を勘案しながら選定を行っております。</p> <p>○前案件につきましては、土木一式工事に係る格付けからの選定、本案件につきましては、舗装工事に係る格付けからの選定をしております。</p> <p>○工事内容は類似しておりますが、本案件については、工事費のうち舗装工事に係る割合が高かったことから、舗装工事からの選定を行っております。</p> <p>○すべての案件について混在させているわけではありませんが、本案件につきましては、過去の施工実績や、地理的な条件として、より現場に近い業者を選定した方が有利となるのではないかと判断して選定しております。</p> <p>○起工のタイミングが同時期となっただけで、特段の理由はありません。</p> <p>○同一業者が落札する可能性があることは分かっていたのですが、とりおり要件は付していません。</p> <p>○今回は同一業者が落札する結果となりましたが、とりおり要件等を設定できないわけではありませので、今後は、そういった条件設定を勘案した発注に努めてまいりたいと思います。</p> <p>○直近下位の業者を含めての選定というのは、発注する案件の</p>
---	--

<p>いて、等級Aが11者いる中から4者を外して、等級Bを入れている。その理由は、地理的条件を勘案ということだが、今までにも、同様の選定方法を行ったことはあるのか。また、地理的条件を勘案したという部分を詳しく説明して欲しい。</p> <p>○その優位性というのは、移動に係るコストということか。</p> <p>○等級Aの中で選定されなかった業者から、それについて声が上がってくることはないのか。</p> <p>⑤【随意契約】 第30-11-133-0-001号 高渡取水場3号取水ポンプ更新工事 (上下水道部 水道課)</p> <p>○1者での随意契約で、参考見積りを契約相手方から徴しているにも係わらず、本案件の落札率が低くなった背景が分かるのであれば、教えて欲しい。</p> <p>○他にも参考見積りを依頼した業者はいるのか。</p> <p>○他者の見積り金額はいくらだったのか。</p> <p>○受注生産とのことだが、他の業者には聴き取りしなかったのか。</p> <p>○他者の見積額は、今回の契約相手方の見積額より高かったのか。</p>	<p>状況によっては、今までもございました。地理的条件という部分につきましては、今回等級Aから選定しなかった4者というのは、工事現場である大宮地域以外の業者でありまして、現場から事務所所在地までの距離が近い業者を選定した方が、優位性があるため、本案件にとっては、より有利になるのではないかと判断し今回の選定となっております。</p> <p>○そのとおりです。</p> <p>○特にありませんでした。</p> <p>○参考見積りを基に予定価格を設定したわけですが、その見積り徴取時点においては、過去の同種工事と比較しまして、適正な価格であると判断しました。その後、契約を締結するための本見積りを徴した結果、今回のような低い落札率となったわけですが、これにつきましては、当課におきまして理由の聴き取りを行いました。その理由につきましては、参考見積りを提出する時点においては、一般的な価格を提示したが、契約するに当たり社内で再度検討した結果、過去に本工事現場での施工実績等もあること等を考慮し、今回の見積額となったとの回答でございました。それ以外の理由につきましては、分かりかねます。</p> <p>○過去に同種工事の施工実績がある業者に聴き取りを行いました。参考見積りを提出することは可能だが、受注生産となるため、2、3か月の準備期間が必要であるとのことでした。そのような中で、偶然にも新品のポンプを有しており、価格についても同程度であった業者と随意契約を締結したものです。</p> <p>○電話で聞き取りを行ったため、正式に書面では徴取してはおりませんが、過去に受注した際と同程度の金額になるとのことでした。</p> <p>○ポンプメーカーは複数社ありますが、取り付け金具等の形状や寸法が異なるため、既存品と同一メーカーの代理店となっている業者に聴き取りを行いました。</p> <p>○今回の契約相手方の見積額が最低価格でした。</p>
--	---

<p>○当初に設置した業者が、今回の契約相手方なのか。</p> <p>○頻繁に故障するとのことだが、どれくらいの頻度で交換や修理が必要なのか。</p> <p>○故障する都度、交換しているのであれば、過去の工事費用の蓄積データが市にもあると思うが、落札率は毎回大きな変動があるものなのか。</p> <p>○今回の更新費用は、過去の同種工事と比較してどうなのか。</p> <p>○そうなる、競争している場合の方が高くなってしまふことになるが、どのように考えているのか。</p> <p>○偶然にも契約相手方が工事に必要なポンプを所有していたことが理由で、今回の契約金額がイレギュラーに低かったという判断か。</p> <p>○参考見積りの徴取に際して、電話で聞き取りをしたとのことだが、透明性、公正性の点からも文書の方が好ましいのではないか。</p> <p>4 その他の質問事項</p> <p>○今回は落札率の低い案件を取り上げたわけだが、品確法におけるダンピング受注対策としては、「低入札価格調査制度」又は「最低制限価格制度」のどちらかを導入しなければならないということで間違いないか。</p> <p>○茨城県内の市町村においては、どのような状況なのか。</p> <p>○低入札価格調査制度と最低制限価格制度の差異はどういったものなのか。</p>	<p>○当初の設置業者ではございませんが、今回交換したポンプは、使用状況の問題で頻繁に交換を実施しており、過去に複数回の受注実績がございます。</p> <p>○取水塔の中で河川側に近いポンプについては、砂利やゴミ等の影響を受けやすく、場合によっては1年で故障してしまうこともあるため、一概には言えない状況です。本市では、安定的な取水に必要な条件を満足させるため、井戸用のポンプを使用しておりますが、本来は河川の表流水には使用しない製品であるため、河川の濁度等の影響を受けてしまい、平均3年から4年程度で交換しております。</p> <p>○通常は競争入札で実施しておりまして、大きな変動はございませんが、今回は1者の随意契約ということもあり、契約相手方において何かしらの判断があったものと考えております。</p> <p>○今回の方が低い金額となっております。</p> <p>○今回は、契約相手方が自社で保有していたポンプを使用しての施工だったことが低価格の要因ではないかと考えております。</p> <p>○そのように考えております。</p> <p>○緊急性が高かったことから、電話での聞き取りとしましては、今後は適正な事務執行に努めてまいります。</p> <p>○そのとおりです。本市においては、一般競争入札を対象に低入札価格調査制度を導入しており、最低制限価格制度は導入しておりません。</p> <p>○県内においては、どちらの制度も導入していない団体はございませんが、低入札価格調査制度を導入していないのが18団体、最低制限価格を導入していないのが、本市を含め6団体となっております。県内44市町村全体で見ますと、最低制限価格制度を導入している団体が多い状況となっております。</p> <p>○両方の制度を導入している団体を見ますと、発注金額で使い分けをしておりましては、一定金額以下は最低制限価格、それ</p>
---	---

		<p>以上は低入札価格調査制度といった状況です。</p> <p>低入札価格調査制度につきましては、設定金額を下回った場合に聞き取り調査を行いまして、品質を確保した施工が難しいと判断した場合には、失格となります。最低制限価格制度につきましては、設定金額を下回った段階で調査を行うことなく即失格となるものです。</p>
<p>4 その他・講評</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ すべての審議案件について、適正に執行されたものと認める。 ○ 今までも議論になっているが、業者選定における格付けをどうするのか。例えば格付け等級Aの業者を外してBの業者を入れるとなると恣意的と感じる。現場の状況等もあるのだろうが、より詳細な説明が必要だと思う。また、建築一式工事のように登録業者が少ない業種については、総評点を調整するなどし、ランク混在とならざるを得ないような状況を作らないような取組みをしていくことが今後の課題ではないか。 ○ 今後も丈夫で長持ちの公共施設を構築していくために、発注時期や格付け制度等を十分検討し執行して欲しい。 ○ 落札率が低い案件への対応という点について、最低制限価格制度の導入に向けた検討を進めていただきたい。また、随意契約において、緊急性が高いとの理由で電話による参考見積り額の聴き取りをしている点については、透明性、公正性の観点から、今後は書面で徴取するよう努めてもらいたい。 		
<p>委員会による意見の具申又は勧告の内容</p>	<p>特になし</p>	